

○船舶の防火構造の基準を定める告示

(平成十四年六月二十五日)

(国土交通省告示第五百十八号)

改正	平成一九年	三月	一日	国土交通省告示第	二五〇号
	同	二〇年	六月三〇日	同	第七九五号
	同	二〇年	一二月一	二日	同 第一四六〇号
	同	二二年	六月一八日	同	第六六八号
	同	二六年	七月	一日	同 第七一三号
	同	二七年	一二月二	二日	同 第一二二〇号

船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の規定に基づき、船舶の防火構造の基準を定める告示を次のように定める。

船舶の防火構造の基準を定める告示

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造(第二条—第十八条)

第三章 国際航海に従事しない旅客船の防火構造(第十九条—第二十一条)

第四章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造(第二十二条—第二十九条)

第五章 総トン数五〇〇トン以上のタンカーの防火構造(第三十条—第三十七条)

第六章 貨物フェリー等の防火構造(第三十八条—第四十条)

第七章 防火措置(第四十一条—第四十七条)

第一章 総則

(用語)

第一条 この告示で使用する用語は、船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

第二章 国際航海に従事する旅客船の防火構造

(適用)

第二条 この章の規定は、国際航海に従事する旅客船に適用する。

(構造)

第三条 規則第八条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 A級仕切り又はA級仕切りを支える支柱その他の構造部材にあつては、六〇分の標準火災試験において、金属心の温度が周囲の温度より摂氏二〇〇度を超えて上昇しない防

熱が施されていること。ただし、管海官庁が構造を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

二 B級仕切り又はB級仕切りを支える支柱その他の構造部材にあつては、三〇分の標準火災試験において、金属心の温度が周囲の温度より摂氏二〇〇度を超過して上昇しない防熱が施されていること。ただし、管海官庁が構造を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

三 救命艇又は救命いかだの積付け、進水又は乗艇の場所を支える支柱その他の構造部材にあつては、六〇分の標準火災試験において、金属心の温度が周囲の温度より摂氏二〇〇度を超過して上昇しない防熱が施されていること。

(主垂直区域等)

第四条 規則第九条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 垂直方向では甲板から他の甲板まで、水平方向では外板その他の周壁から他の外板その他の周壁まで達すること。

二 できる限り階段部又は屈折部を設けないこと。

三 隔壁甲板(横置水密隔壁の上端に接する甲板をいう。)の上方においては、できる限り隔壁甲板直下の水密隔壁と同一線上に設けること。

(平二〇国交告一四六〇・一部改正)

(隔壁及び甲板)

第五条 規則第十条の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。

一 主垂直区域隔壁及び車両区域の隔壁は、当該隔壁の隣接する場所に応じて、別表第一に定める仕切りとする。

二 前号の隔壁以外の隔壁は、当該隔壁の隣接する場所に応じて、別表第二に定める仕切りとする。

三 主垂直区域又は水平区域の境界となる甲板及び車両区域の甲板は、当該甲板の隣接する場所に応じて、別表第三に定める仕切りとする。

四 前号の甲板以外の甲板は、当該甲板の隣接する場所に応じて、別表第四に定める仕切りとする。

五 別表第一から別表第四までによって仕切りの種類を決定できない隔壁又は甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りとする。

六 前五号の規定にかかわらず、旅客定員が三六人以下の船舶の隔壁及び甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りとすることができる。

七 連続B級天井張り又は内張り(連続B級天井張り又は連続B級内張りをいう。以下同じ。)が施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前六号の規定を適用する。

(多層甲板公室の保護)

第五条の二 規則第十一条の二の告示で定める仕切りは、別表第四に定める仕切りとする。ただし、旅客定員が三十六人以下の旅客船に設ける多層甲板公室は、管海官庁が適当と認める仕切りで形成する囲壁の内部に設けることとする。

(平二二国交告六六八・追加)

(階段及び昇降機の保護)

第六条 規則第十二条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 通路と直接連絡できること。
- 二 公室、通路、共用の便所、車両区域、脱出経路を形成する閉囲された階段並びに船楼及び甲板室の外部の甲板上の場所からのみ直接立ち入ることができること。
- 三 非常の際に混雑を生じさせないものであること。
- 四 階段囲壁内には、共用の便所、消防員装具等を収納する不燃性材料で作られた用具格納所及び開放された案内所以外のものが設けられていないこと。

2 規則第十二条第四項の告示で定める仕切りとは、前条第一号及び第二号の規定のほか、別表第三及び別表第四に定める仕切りとする。

(A級仕切りにおける開口)

第七条 規則第十三条第二項の告示で定める要件は、当該閉鎖装置を備え付ける開口を設ける仕切りと同等の耐火性を有するものであることとする。ただし、旅客定員が三十六人以下の船舶にあつては、自動スプリンクラ装置が備え付けられている場所又は連続B級天井張りが施されている場所の境界となるA級仕切りの甲板であつて主垂直区域又は水平区域の境界とならないものにおける開口に備え付ける閉鎖装置は、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 規則第十三条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 A級仕切りにおける戸(戸のわく及び戸を閉鎖したときに当該戸を定着させる装置を含む。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。ただし、船楼外板及び甲板室周壁に設ける戸(救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所、招集場所並びに脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板に面する戸口の戸を除く。)及び階段囲壁に設ける戸は、イからハまでに掲げる要件に適合しないものとすることができる。

- イ 鋼又は鋼と同等の材料のものであること。
  - ロ 戸を設ける隔壁と同等の耐火性を有するものであること。ただし、水密戸には、防熱を施すことを要しない。
  - ハ 閉鎖した場合において、煙及び炎の通過を阻止することができる構造のものであること。
  - ニ 隔壁のいずれの側からも一人で開閉することができること。
  - ホ 戸の下部に戸のわくを設けない戸は、不燃性の敷居を戸の下部に取りつけること。
  - ヘ ホの場合においては、下部の隙間が十二ミリメートルを超えないように取り付けられていること。
- 二 主垂直区域隔壁、主水平区域若しくは調理室の境界となる隔壁又は階段囲壁に設けるA級防火戸(動力操作の水密戸であるもの及び通常施錠されているものを除く。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 自己閉鎖型のものであって、船舶が戸の閉鎖方向の反対側に三・五度傾斜した場合にも閉鎖することができること。
  - ロ 戸の閉鎖速度は、人に危険を与えることがないものであること。
  - ハ 戸のある位置において個々に戸の両側から開閉することができること。
  - ニ 車両区域の出入口に設けるものであって自動閉鎖の動力開閉装置を有するものを除き、制御場所(規則第五十六条の船舶にあっては、同条に規定する中央制御場所。次号において同じ。)から同時に又は群別に戸を閉鎖することができ、かつ、保守が容易である制御装置を備えていること。
  - ホ ニの制御装置が故障した場合又は主電源からの給電が停止した場合に自動的に閉鎖し、かつ、給電が復帰したときに自動的に開放しないこと。
  - ヘ 動力開閉装置を有するものにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。
    - (1) 戸の閉鎖が始まることをあらかじめ音響により警報を発するものであり、かつ、当該警報は戸が完全に閉じるまで継続するものであること(車両区域の出入口に設ける自動閉鎖のものを除く。)
    - (2) 十分な容量を有する動力源が戸の近傍に備えられていること。
    - (3) 閉鎖途中に障害物に接触した場合に再度開放するものにあつては、適当な位置まで開くものであること。
    - (4) ニの制御装置のうち他の戸の閉鎖に係る部分に故障が発生した場合及び主電源からの給電が停止した場合においても、動力閉鎖装置の作動に支障が生じないこと。

(5) 動力閉鎖装置は、管海官庁が適当と認める保全性を有するものであること。

三 前号のA級防火戸には、制御場所から操作することができない開け放し用フックを用いてはならない。

四 脱出経路に設けるA級防火戸(主垂直区域隔壁、階段囲壁又は公室の境界となる隔壁に設けるものに限る。)には、消火ホースを通すため、自己閉鎖型の閉鎖装置が備え付けられた有効な開口を設けなければならない。かつ、当該閉鎖装置は、当該A級防火戸と同等の耐火性を有するものでなければならない。ただし、水密戸、風雨密戸、暴露甲板に通ずる戸及び適切に気密にすべきものとして管海官庁が必要と認めた戸については、この限りではない。

(平二〇年国交告七九五・平二二国交告六六八・一部改正)

(B級仕切りにおける開口)

第八条 規則第十四条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 B級仕切りにおける戸(戸のわく及び戸を閉鎖したときに当該戸を定着させる装置を含む。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該戸に設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。

ロ 戸の下部に戸のわくを設けない戸は、下部の隙間が二五ミリメートルを超えないように取り付けられていること。

二 旅客室及び船員室の境界となるB級仕切りに設ける戸は、自己閉鎖型のものであり、かつ、開け放し用フックを用いないものであること。

2 規則第十四条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 合計面積が〇・〇五平方メートルを超えないものであること。

二 不燃性材料の格子が取り付けられていること。

3 規則第十四条第四項の告示で定める要件は、当該閉鎖装置を備え付ける開口を設ける甲板の仕切りと同等の耐火性を有するものであることとする。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(平二二国交告六六八・一部改正)

(窓)

第九条 居住区域、業務区域及び制御場所内の隔壁に設ける窓(船舶の外板その他の周壁に設けるものを除く。)に係る規則第十五条第一項の告示で定める要件は、当該隔壁の仕切りと同等の保全性を有するものであることとする。

2 居住区域、業務区域又は制御場所に隣接する外板及びその他の周壁に設ける窓に係る規

則第十五条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 窓のわくは、鋼その他管海官庁が適当と認める材料のものでなければならない。

二 窓に使用するガラスは、金属ビーム又は山形材で固定されていなければならない。

- 3 規則第十五条第二項の告示で定める要件は、当該窓を設ける仕切りと同等の保全性を有するものであることとする。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、当該窓はA〇級のA級仕切りと同等の保全性を有するものとするができる。

(通風装置)

第十条 特定機関区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域等、調理室及び貨物区域に備え付ける通風装置は、他の通風装置から独立したものでなければならない。

- 2 規則第十六条第一項第二号の告示で定める措置は、居住区域、業務区域又は制御場所の通風用のダクトに関し次に掲げる措置を講ずることとする。

一 貫通する各甲板の貫通部付近に自動閉鎖型防煙ダンパーが取り付けられ、かつ、それより上方の保護された甲板から手動で閉鎖することができること。

二 単一の送風機から分離されたダクト(同一の主垂直区域内にあるものに限る。)であって、各ダクトの開口が一の甲板間に配置される場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該送風機の近くに手動により閉鎖することができる防煙ダンパーが取り付けられていること。

- 3 規則第十六条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 断面積が〇・〇七五平方メートル以上のダクト及び甲板を貫通する垂直ダクトは、鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

二 断面積が〇・〇七五平方メートル未満のダクト(甲板を貫通する垂直ダクトを除く。)は、鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三 A級仕切りを貫通するダクト(断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。  
ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

- ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性(面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトにあっては、管海官庁が適当と認める耐火性)を有するものであること。
  - ハ 貫通する仕切りと同等の耐火性を有する自動閉鎖型防火ダンパーが取り付けられていること(断面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトに限る。)。ただし、管海官庁が貫通する仕切りに隣接する場所内でのダクトの保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- 四 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト(断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- 五 甲板を貫通する垂直ダクトは、貫通する甲板と同等の耐火性を有するものであること。
- 六 主垂直区域隔壁、主垂直区域の境界となる甲板又は主水平区域の境界となる隔壁若しくは甲板を貫通するダクトには、火災が他の区域に拡大することを防止するために有効なダンパーを取り付ける等の管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。
- 七 調理室のレンジからの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。
  - ロ 居住区域、業務区域又は制御場所を通るものにあつては、当該場所の部分はA六〇級のA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。
  - ハ 容易に取り外すことができるグリース止め又は管海官庁が適当と認めるダクト内のグリースを除去する装置が取り付けられていること。
- ニ ダクトの両端に、調理室の入口付近から閉鎖することができる調理室の境界となる仕切りと同等の耐火性を有する防火ダンパー(ダクトの下端に設けるものにあつては、自動閉鎖型のもの)が取り付けられていること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- ホ 検査及び清掃のため、有効なハッチが適当な場所に配置されたものであること。
- 八 主洗濯室(大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。)及び床面積が四平方メートルを超える乾燥室(次号において「乾燥室」という。)からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 清掃のため容易に取り外すことができるフィルターが取り付けられていること。
  - ロ ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー(当該ダンパーを取り付けている室内において遠隔で操作できるものに限る。)が取り付けられていること。

- 九 主洗濯室及び乾燥室内において、当該室内で使用する送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。
- 十 検査及び清掃のため、有効なハッチが防火ダンパーの近くに配置されたものであること。
- 十一 防火ダンパーを取り付ける場合には、次によること。
- イ 容易に接近することができる場所に取り付けること。
  - ロ 天井張り又は内張りの裏側に取り付けるものには、その防火ダンパーに割り振られた識別番号を標示した検査のための戸を設けること。
  - ハ 遠隔で操作できるものには、遠隔操作場所にその防火ダンパーに割り振られた識別番号を標示すること。
- 十二 第三号及び第六号から第八号までの規定により取り付けられる防火ダンパーは、次に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。
- イ 仕切りの両側から閉鎖することができること。
  - ロ 取付け位置において、手動により開閉することができること。
  - ハ 開閉状態を示す表示器が取り付けられていること。

(平二二国交告六六八・平二七国交告一二二〇・一部改正)

#### (多層甲板公室の通風)

第十一条 規則第十六条の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一〇分以内に当該公室の総容積に相当する容積の空気を換気することができるものであること。
- 二 煙探知器(船舶消防設備規則第五十条第一項の煙探知器をいう。)の作動と連動して起動し、かつ、手動によっても操作することができるものであること。

#### (階段囲壁の通風)

第十二条 規則第十六条の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 他の通風装置から独立していること。
- 二 他の場所の通風用に使用されていないこと。

#### (制御場所の通風)

第十三条 規則第十七条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 火災の際に、制御場所内の機械及び設備を監視することができるものであること。
- 二 火災の際に、制御場所内の機械及び設備の機能を有効に持続させることができるもの



であること。

- 2 規則第十七条第二項の告示で定める要件は、煙を同時に吸引しないように吸気口が配置されたものであることとする。

#### 第十四条 削除

(隠れた部分の保護)

第十五条 規則第十九条第一項の告示で定める方法は、通風止めによって間隔が一四メートルを超えないように仕切ることとする。

- 2 規則第十九条第三項の告示で定める要件は、隠れた場所又は近づくことができない場所に生じた煙を火災巡視員が発見できる構造であって、防火の効果を損なわないものであることとする。

(可燃性材料の使用制限等)

第十六条 規則第二十条第四項の告示で定める容積は、総容積が壁及び天井の全表面に張った厚さ二・五ミリメートルの化粧張りの容積に相当するものとする。

- 2 規則第二十条第六項の告示で定める量は、その使用される厚さにつき毎平方メートル四五メガジュールとする。
- 3 規則第二十条第十一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。
  - 一 机、衣装ダンス、鏡台、戸棚等の収納家具は、不燃性材料のみで造られているものであること。ただし、厚さが二ミリメートル以下の可燃性の化粧張りを施すことができる。
  - 二 いす、ソファ、テーブル等の固定されない家具は、骨組みが不燃性材料で造られているものであること。
  - 三 カーテンその他のつり下げられる織物類は、炎の広がりを妨げる性質が、毎平方メートル〇・八キログラムの質量の羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること。
  - 四 布張り家具及び寝台は、着火及び炎の広がりを妨げる性質を有する管海官庁が適当と認めるものであること。

(平二〇国交告七九五・一部改正)

(機関区域の防火措置)

第十七条 機関区域の天窓は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 当該場所の外側から容易に閉鎖することができる鋼製のふたが備え付けられていること。
- 二 ガラス板が使用されていないこと。

2 規則第二十二條第二項第二号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 船舶が戸の閉鎖方向の反対側に三・五度傾斜した場合にも閉鎖することができるものであること。
- 二 遠隔操作により閉鎖することができるものであること。
- 三 遠隔操作の制御装置が故障した場合には、自動的に閉鎖するものであること。

3 規則第二十二條第三項の告示で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 両側から操作することができるものであること。
- 二 炎をさえぎる軽い鋼製のものであること。

(車両区域の防火措置)

第十八條 規則第二十三條第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 他の通風装置から独立していること。
- 二 一時間につき当該車両区域の容積の一〇倍以上の容積の空気を換気することができること。
- 三 当該車両区域内を有効に通風することができること。
- 四 排気口は、発火源となる機器及び設備から離れた安全な場所に設けられていること。
- 五 通風量の減少を表示する表示器が船橋に備え付けられていること。
- 六 当該車両区域の外部の場所から制御できること。

### 第三章 国際航海に従事しない旅客船の防火構造

(適用)

第十九條 この章の規定は、国際航海に従事しない旅客船(湖川港内のみを航行するもの(係留船を除く。))及び発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行するものであって管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。)に適用する。

(隔壁及び甲板)

第二十條 規則第二十五條第一項の告示で定める仕切りは、次のとおりとする。

- 一 車両区域の境界となる隔壁及び甲板は、当該隔壁及び甲板の隣接する場所に応じて、別表第五に定める仕切りとする。
- 二 限定近海船の機関区域、調理室、招集場所及び乗艇場所の境界となる隔壁及び甲板であって第一号の隔壁及び甲板以外のものは、当該隔壁及び甲板の隣接する場所に応じて、別表第六及び別表第七に定める仕切りとする。
- 三 沿海区域又は平水区域を航行区域とする車両区域を有する船舶の機関区域及び調理室の境界となる隔壁及び甲板であって第一号の隔壁及び甲板以外のものは、当該隔壁及

び甲板の隣接する場所に応じて、別表第六及び別表第七に定める仕切りとする。

四 別表第五から別表第七までによって仕切りの種類を決定できない隔壁又は甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りでなければならない。

五 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前四号の規定を適用する。

(平二二国交告六六八・一部改正)

(準用規定)

第二十一条 第十七条第一項の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶について準用する。

2 第三条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定(第六条第一項第二号及び第四号を除く。)は、規則第二十七条第一項において準用する規則第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二、第十二条第二項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十四条第二項、第三項及び第四項、第十五条、第十六条第一項第二号及び同条第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第三項、第二十条第四項及び第六項、第二十二條第二項第二号、同条第三項並びに第二十三条第一項の規定について準用する。この場合において、第六条第二項中「前条」とあるのは「第二十条」と、「別表第三及び別表第四」とあるのは「別表第五(甲板に係る部分に限る。)及び別表第七」と、第七条第一項中「旅客定員が三六人以下の船舶にあつては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装置」と、同条第二項第二号ニ中「車両区域の出入口に設けるものであつて自動閉鎖の動力開閉装置を有するもの」とあるのは「通常閉鎖されているもの」と、「制御場所(規則第五十六条の船舶にあつては、同条に規定する中央制御場所。次項において同じ。)」とあるのは「制御場所」と、第十条第二項第二号中「同一の主垂直区域内」とあるのは「主垂直区域に区分されている船舶にあつては同一の主垂直区域内」と、第十条第三項第七号中「排気用のダクト」とあるのは「排気用のダクトであつて、居住区域又は可燃性物質のある場所を通るもの」と、同号ロ中「居住区域、業務区域又は制御場所を通るものにあつては、当該場所の部分はA六〇級」とあるのは「A六〇級」と読み替えるものとする。

3 第十六条の規定は、規則第二十七条第二項において準用する規則第二十条第四項及び第六項の規定について準用する。

4 第七条及び第十八条(第五号を除く。)の規定は、規則第二十七条第四項において準用する第十三条第二項及び第三項並びに第二十三条第一項の規定について準用する。ただし、

第七条第一項中「旅客定員が三六人以下の船舶にあつては、自動スプリンクラ装置」とあるのは「自動スプリンクラ装置」と読み替えるものとする。

- 5 規則第二十七条第五項において準用する規則第十三条第三項の告示で定める要件は、第七条第二項第二号イに掲げる要件とする。

(平二二国交告六六八・平二七国交告一二二〇・一部改正)

#### 第四章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造

(適用)

第二十二條 この章の規定は、貨物船であつて国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもののうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。

(隔壁及び甲板)

第二十三條 隔壁(限定近海船にあつては、車両甲板区域、機関区域及び調理室の境界となる隔壁に限る。)に係る規則第二十七条の五第一項の告示で定める仕切りは、当該隔壁の隣接する場所に応じて、別表第八に定める仕切りとする。

- 2 甲板(限定近海船にあつては、車両甲板区域、機関区域及び調理室の境界となる甲板に限る。)に係る規則第二十七条の五第一項の告示で定める仕切りは、当該甲板の隣接する場所に応じて、別表第九に定める仕切りとする。
- 3 別表第八及び別表第九によって仕切りの種類を決定できない隔壁又は甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りでなければならない。
- 4 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前三項の規定を適用する。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

(階段、昇降機等の保護)

第二十四條 規則第二十七条の六第五項の告示で定める要件は、開け放し用フックを用いていないこととする。ただし、遠隔操作することができるフェイル・セーフの開け放し装置を用いる場合には、この限りでない。

(耐火性仕切りにおける開口等)

第二十五條 規則第二十七条の七第一項において準用する規則第十三条第三項及び第十四条第二項の告示で定める要件は、それぞれ第七条第二項第一号及び第八条第一項第一号に掲げる要件とする。

- 2 規則第二十七条の七第二項の告示で定める要件は、開け放し用フックを用いていないこ

ととする。ただし、遠隔操作することができるフェイル・セーフの開け放し装置を用いる場合には、この限りでない。

- 3 規則第二十七条の七第三項の告示で定める要件は、第八条第二項各号に掲げる要件とする。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

(通風装置)

第二十六条 特定機関区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域等、調理室及び貨物区域(限定近海船にあつては、特定機関区域、調理室及び車両甲板区域に限る。)に備え付ける通風装置は、他の通風装置から独立したものでなければならない。ただし、総トン数四、〇〇〇トン未満の船舶であつて管海官庁が適当と認めるものに備え付ける場合にあつては、この限りでない。

- 2 規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 鋼又は鋼と同等の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあつては、不燃性材料の材料のものであること。ただし、管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

二 A級仕切りを貫通するダクト(断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。  
ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

ロ 貫通する仕切りと同等の耐火性(面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトにあつては、管海官庁が適当と認める耐火性)を有するものであること。

ハ 貫通する仕切りと同等の耐火性を有する自動閉鎖型防火ダンパーが取り付けられていること(断面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトに限る。)。ただし、管海官庁が貫通する仕切りに隣接する場所内でのダクトの保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三 B級仕切りの隔壁を貫通するダクト(断面積が〇・〇二平方メートル以下のものを除く。)の当該仕切りの近くの部分は、鋼製のものであること。ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

四 調理室のレンジからの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものは、当該場所内の部分が適当な厚さ

の鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。

ロ 第十条第三項第七号ハ及びニに掲げる要件

五 第十条第三項第十号及び第十一号に掲げる要件

六 第二号及び第四号の規定により取り付けられる防火ダンパーは、第十条第三項第十二号に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(平二二国交告六六八・平二七国交告一二二〇・一部改正)

(可燃性材料の使用制限)

第二十七条 規則第二十七条の十第四項の告示で定める容積は、壁及び天井の全表面に張った厚さ二・五ミリメートルの化粧張りの容積に相当するものとする。

2 第二十七条の十第五項の告示で定める量は、その使用される厚さにつき毎平方メートル四五メガジュールとする。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

(ロールオン・ロールオフ貨物区域の防火措置)

第二十八条 規則第二十七条の十二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 他の通風装置から独立していること。

二 一時間につき当該ロールオン・ロールオフ貨物区域の容積の一〇倍(火災の危険が少ないと管海官庁が認める当該ロールオン・ロールオフ貨物区域にあつては、六倍)以上の容積の空気を換気することができること。

三 当該ロールオン・ロールオフ貨物区域内を有効に通風することができること。

四 排気口は、発火源となる機器及び設備から離れた安全な場所に設けられていること(自走用の燃料を有する自動車を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。)

五 通風の停止を表示する表示器が船橋に備え付けられていること。

六 当該ロールオン・ロールオフ貨物区域の外部の場所から制御できること。

七 発火源とならないよう措置が講じられていること(燃料電池自動車等(船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)第三百二条の十一の燃料電池自動車等をいう。次号において同じ。))を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。)

八 吸気口及び排気口には、火炎の侵入を防ぐ適当な防火金網を取り付けたものであること(燃料電池自動車等を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。)

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

(準用規定)

第二十九条 第十七条第一項及び第三項の規定は、規則第二十七条の十一第一項において準用する規則第二十二条第一項及び第三項の規定について準用する。

2 第十三条及び第十五条第一項の規定は、規則第二十七条の十三第一項及び第二項において準用する規則第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項の規定について準用する。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

#### 第五章 総トン数五〇〇トン以上のタンカーの防火構造

(適用)

第三十条 この章の規定は、総トン数五〇〇トン以上のタンカーであって、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに適用する。

(兼用船のスロップ・タンクの隔離等)

第三十一条 規則第二十九条の二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 二重底その他の閉囲された場所に通じていないこと。
- 二 張排水のための措置が講じられていること。
- 三 貨物油又はバラスト水を積載するために使用されないこと。
- 四 貨物油又はバラスト水を移送するための管装置に接続されていないこと。

2 規則第二十九条の二第四項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 暴露甲板上に設けられていること。
- 二 開口部分には、鍵を有する水密の閉鎖装置が取り付けられていること。ただし、当該閉鎖装置がボルトで固定するふたである場合は、鍵を要しない。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

(隔壁及び甲板)

第三十二条 隔壁に係る規則第三十二条第一項の告示で定める仕切りは、当該隔壁の隣接する場所に応じて、別表第十に定める仕切りとする。

2 甲板に係る規則第三十二条第一項の告示で定める仕切りは、当該甲板の隣接する場所に応じて、別表第十一に定める仕切りとする。

3 別表第十及び別表第十一によって仕切りの種類を決定することができない隔壁又は甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りでなければならない。

4 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなし

て、前三項の規定を適用する。

(船楼及び甲板室の周壁)

第三十三条 規則第三十三条第一項各号列記以外の部分の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 A六〇級のA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。
- 二 窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。
  - イ 開かない型のものであること。ただし、操舵室に設けられるものについては、迅速かつ有効にガス密及び蒸気密に閉鎖できる場合には、この限りでない。
  - ロ A六〇級のA級仕切りと同等の保全性を有するものであること。

2 規則第三十三条第一項第一号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 居住区域、業務区域(貨物制御室、食料庫、貯蔵品室、ロッカー室及びこれらに類似した場所を除く。)、機関区域及び制御場所に通じていないこと。
- 二 当該場所の境界となる隔壁及び甲板がA六〇級のA級仕切りのものであること。

3 規則第三十三条第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 前端から後方へ三メートルの間の部分は、鋼製のものであり、かつ、A六〇級のA級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。
- 二 第一項第二号に掲げる基準(この場合において、前端から後方へ三メートルの部分以外の部分の窓については、同号ロ中「A六〇級」とあるのは「A〇級」と読み替えるものとする。)

(平一九国交告二五〇・一部改正)

(ポンプ室の境界)

第三十四条 制御装置に係る規則第三十四条第三項の告示で定める要件は、船橋から戸を閉鎖することができるものであることとする。

2 開閉装置に係る規則第三十四条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 戸の両側において操作することができる動力開閉装置であること。
- 二 戸の両側から連続回転クランク運動又はこれと同等以上の安全性を有すると管海官庁が認める動作により操作することができる手動開閉装置であること。
- 三 ポンプ室の出入口付近の外部(トンネル内の場所を除く。)から戸を閉鎖することができる手動閉鎖装置であること。

(特定機関区域及びポンプ室の天窓)

第三十五条 特定機関区域及びポンプ室の天窓は、次に掲げる要件に適合するものでなけれ



ばならない。

- 一 当該場所の外側から容易に閉鎖することができる鋼製のふたが取り付けられていること。
- 二 ガラス板が使用されていないこと。

(ポンプ室等の通風装置)

第三十六条 規則第四十条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 一時間につき当該ポンプ室の容積の二〇倍以上の容積の空気を換気することができること。
- 二 当該ポンプ室内を有効に通風することができること。
- 三 排気口は、開放された甲板上の安全な場所に設けられていること。

(準用規定)

第三十七条 第十三条、第十五条第一項、第十七条第一項及び第三項、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条の規定は、規則第四十二条第一項において準用する規則第十七条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十二條第一項及び第三項、第二十七条の六第五項、第二十七条の七第一項から第三項、第二十七条の八並びに第二十七条の十第四項及び第五項の規定について準用する。

2 第十七条第一項及び第三項、第二十五条及び第二十六条の規定は、規則第四十二条第二項において準用する規則第二十二條第一項及び第三項、第二十七条の七第一項から第三項並びに第二十七条の八の規定について準用する。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

## 第六章 貨物フェリー等の防火構造

(適用)

第三十八条 この章の規定は、車両甲板区域を有する貨物船(以下「貨物フェリー等」という。)であって、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上のもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五〇〇トン以上のもの以外のもの(湖川港内のみを航行するもの及び発航港から到達港までの距離が短い航路のみを航行するものであって管海官庁が差し支えないと認めるものを除く。)に適用する。

(隔壁及び甲板)

第三十九条 隔壁及び甲板(車両甲板区域、機関区域及び調理室の境界となる隔壁及び甲板に限る。)に係る規則第四十四条第一項の告示で定める仕切りは、当該隔壁及び甲板の隣接する場所に応じて、別表第八及び別表第九に定める仕切りであること。

2 別表第八又は別表第九によって仕切りの種類を決定できない隔壁又は甲板は、管海官庁が適当と認める仕切りでなければならない。

3 連続B級天井張り又は内張りが施された隔壁又は甲板については、これを一体とみなして、前項の規定を適用する。

(準用規定)

第四十条 第二十五条第一項及び第二項並びに第二十八条(第五号を除く。)の規定は、規則第四十五条において準用する規則第二十七条の七第一項及び第二項並びに第二十七条の十二第一項の規定について準用する。

(平二七国交告一二二〇・一部改正)

## 第七章 防火措置

(機関区域の防火措置)

第四十一条 第五十一条第三項の告示で定める要件は、火災の際に機関区域の外部から操作することができるものであることとする。

(貨物区域の開口の閉鎖装置)

第四十二条 規則第五十一条の二の告示で定める要件は、火災の際に貨物区域の外部から操作することができるものであることとする。

(貨物タンクの通気装置等)

第四十三条 規則第五十一条の四の告示で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 二以上の貨物タンクに共通の通気装置にあっては、それぞれの貨物タンクを分離することができる有効な弁その他の閉鎖装置を備え付けたものであること。

二 自動呼吸弁を備えた空気管の開口は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 貨物タンク頂部の甲板上できる限り高い位置に設けられたものであること。この場合において、その高さは二メートルに満たないものであってはならない。

ロ 発火源を有する閉囲された場所の開口及び発火源となる甲板設備からできる限り離れた位置に設けられたものであること。この場合において、その距離は五メートルに満たないものであってはならない。

三 荷役又はバラスト水の張排水の際に使用する空気管の開口は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 貨物タンク頂部の甲板(ガングウェーから水平方面に四メートル以下の距離を有する位置に設ける開口にあっては、当該ガングウェー)上六メートル(垂直上方に毎秒三〇メートル以上の速度で排気することができる高速排気装置であって、管海官庁が適

当と認めるものを備え付ける場合にあつては、二メートル以上の高さを有する位置に設けられたものであること。

ロ 発火源を有する閉囲された場所の開口及び発火源となる甲板設備から水平方向に一〇メートル以上の距離を有する位置に設けられたものであること。

四 貨物タンクへの火気の侵入を防止することができるフレームアレスタであつて、管海官庁が適当と認めるものを備え付けたものであること。

#### (防火措置)

第四十四条 船舶にサウナを設置する場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 サウナの周囲に設ける囲壁及び戸は、A級仕切りと同等の耐火性を有するものであること。

二 サウナに設ける加熱炉の上部の天井は、三〇ミリメートル以上の空げきを有する不燃性の板で裏打ちされたものであること。

三 サウナの内張り、長いす等に木材等の可燃性材料を使用する場合には、その使用量を最小にとどめること。

四 可燃性材料を使用した内張り、いす等を設ける場合にあつて、高温表面から五〇〇ミリメートル以上離れた場所に配置すること。ただし、管海官庁が適当と認める方法で保護される場合にあつては、この限りでない。

五 サウナに設ける電気式の加熱炉は、タイマーを備えたものであること。

第四十五条 船舶にストーブ、レンジ又はこんろを設置する場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

一 移動しないように固定すること。

二 ストーブ、レンジ又はこんろの台及びこれらを設置した床であつて、燃焼のおそれのある部分は、不燃物とすること。

三 前号の台及び床を除き、不燃物にあつてはストーブの側面及び上端から〇・三メートル以上、不燃物以外のものにあつてはストーブの側面から〇・六メートル以上、上端から〇・九メートル以上離すこと。

四 第二号の床を除き、不燃物以外のものは、レンジ又はこんろの側面から〇・三メートル以上、上端から〇・九メートル以上離すこと。

五 煙突の防熱措置を施さない部分は、不燃物以外のものから〇・三メートル以上離すこと。

六 煙突の暴露甲板上の高さは、一メートル以上とすること。

七 排気ダクトの居住区域を通過する部分には、防熱措置を施すこと。

第四十六条 船舶にくず入れを設置する場合には、側面及び底面に開口のない不燃性材料で造られたものとしなければならない。

(火災時に安全帰港するための措置)

第四十六条の二 規則第五十六条の二の告示で定める装置等は、次に掲げるものとする(当該装置等が設置されていない場合を除く。)

一 船舶設備規程第百三十五条に規定する操舵装置

二 船舶設備規程第百四十六条の四十八の二に規定する浸水警報装置(同条第一号の船舶に備え付けるものに限る。)

三 船舶区画規程第五十一条に規定する水密すべり戸

四 船舶区画規程第七十八条に規定するビルジ管装置

五 船舶機関規則(昭和五十九年運輸省令第二十八号)第一条第一号に規定する機関

六 船舶救命設備規則第四十一条に規定する持運び式双方向無線電話装置、第四十一条の二に規定する固定式双方向無線電話装置又は第四十一条の三に規定する船舶航空機間双方向無線電話装置

七 船舶救命設備規則第八十二条に規定する警報装置

八 船舶消防設備規則第五条第一号ハに規定する送水管

九 船舶消防設備規則第五条第二号に規定する固定式鎮火性ガス消火装置

十 船舶消防設備規則第五条第三号に規定する固定式泡消火装置

十一 船舶消防設備規則第五条第四号に規定する固定式高膨脹泡消火装置

十二 船舶消防設備規則第五条第五号に規定する固定式加圧水噴霧装置

十三 船舶消防設備規則第五条第六号に規定する固定式水系消火装置

十四 船舶消防設備規則第五条第七号に規定する自動スプリンクラ装置

十五 船舶消防設備規則第五条第十号に規定する機関室局所消火装置

十六 船舶消防設備規則第五条第十四号に規定する火災探知装置(位置識別機能付火災探知装置に限る。)

十七 船舶消防設備規則第五十二条の二に規定する警報装置

十八 船舶構造規則(平成十年運輸省令第十六号)第五十八条に規定するビルジ管装置及びバラスト管装置

十九 その他管海官庁が定める装置等

2 規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所は、次のとおりとする。

- 一 船橋
- 二 機関制御室
- 三 避難場所
- 四 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三条の三第二項第二号に規定する作業の現場における指揮者及びその代行者がいる場所  
(平二二国交告六六八・追加、平二六国交告七一三・平二七国交告一二二〇・一部改正)

(火災制御図)

第四十七条 規則第五十七条第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を甲板ごとに明示したものであること。
  - イ 制御場所
  - ロ A級仕切りで囲まれた場所
  - ハ B級仕切りで囲まれた場所
  - ニ 火災探知装置、自動スプリンクラ装置その他の消防設備及び各区画室、甲板室等への出入設備についての詳細
  - ホ 通風装置の詳細(送風機の制御位置、ダンパーの位置及び各区域の通風用に使用する送風機の識別番号を含む。)
  - ヘ 非常脱出用呼吸器の数量及び位置
- 二 国際航海に従事する旅客船であって旅客定員が三十六人を超えるものに備える火災制御図には、前号に掲げる事項のほか、当該船舶の建造に着手した日その他管海官庁が必要と認める事項を明示しなければならない。
- 三 船舶で通常使用される言語で記載し、かつ、英語又はフランス語の訳文が付されたものであること。

附 則

この告示は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月三〇日国土交通省告示第七九五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一二日国土交通省告示第一四六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十一年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則（平成二二年六月一八日国土交通省告示第六六八号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十二年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第三条中船舶の脱出設備を定める告示第三条の改正規定(同条第一項第一号の改正規定を除く。)並びに第七条中船舶の防火構造の基準を定める告示第二十条の改正規定及び第二十一条の改正規定(「第三条、第六条」を「第三条」に改める部分及び「第八条第二項」の下に「、第九条第三項、第十条第一項、第十一条の二」を加える部分に限る。)は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示(第七条及び第八条の規定を除く。)及び船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 施行日前に設置されたA級仕切りにおける戸(船舶の防火構造の基準を定める告示第七条第二項第一号のA級仕切りにおける戸をいう。)及びB級仕切りにおける戸(同告示第八条第一項第一号のB級仕切りにおける戸をいう。)については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条のただし書に規定する改正規定による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則（平成二六年七月一日国土交通省告示第七一三号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示別表第八及び別表第九の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則 (平成二十七年一二月二二日国土交通省告示第一二二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第十條、第二十一條、第二十六條及び第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

別表第1(第5条関係)

(平22国交告668・一部改正)

場所	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
場所	可燃性液体を収納するその他の	貯蔵品室等	機関区域等	火災の危険性が中程度である補	火災の危険が少ない補機室等	衛生区域等	火災の危険の多い居住区域	火災の危険性が中程度である居	火災の危険の少ない居住区域	開放された甲板上の場所等	乗艇場所等	通路等	階段等	制御場所等

	場 所			機 室 等				住 区 域 等						
(1) 制御場所 等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A60
(2) 階段等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	
(3) 通路等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A0	A60	A60		
(4) 乗艇場所 等	A60 <sup>1</sup>	A60 <sup>1</sup>	A60 <sup>1</sup>	A60 <sup>1</sup>	A0	A0	A60 <sup>1</sup>	A60 <sup>1</sup>	A60 <sup>1</sup>	A0				
(5) 開放され た甲板上の 場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0					
(6) 火災の危 険の少ない 居住区域	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60					
(7) 火災の危 険性が中程 度である居 住区域等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60						
(8) 火災の危 険の多い居 住区域	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60							
(9) 衛生区域 等	A0	A0	A0	A0	A0	A0								
(10) 火災の 危険の少な い補機室等	A0	A0	A0	A0	A0									
(11) 火災の 危険性が中	A60	A60	A60	A60 <sup>2</sup>										



程度である 補機室等				
(12) 機関区 域等	A60	A60	A60	
(13) 貯蔵品 室等	A60	A60		
(14) 可燃性 液体を収納 するその他 の場所	A60			

備考

1 表中(1)から(14)までの場所は、次に定めるとおりとする。

(1) 制御場所等

非常電源その他の非常動力源のある場所、操舵室、海図室、無線機器のある場所、消火室、火災探知装置若しくは自動スプリンクラ装置の表示盤又は消防設備の制御装置のある場所、機関室の外に設ける推進機関の制御室及び船舶救命設備規則第82条の警報装置又は船舶消防設備規則第52条の2の警報装置を操作する場所

(2) 階段等

閉囲された内部階段、昇降機、完全に閉囲された緊急脱出トランク及びエスカレーター(機関区域内に完全に含まれるもの及び2層の甲板のみに使用される階段であつて1の甲板間においてのみ閉囲されたものを除く。)

(3) 通路等

通路及びロビー

(4) 乗艇場所等

イ 救命艇又は救命いかだの積付場所

ロ 救命艇又は救命いかだの乗艇場所及び操作場所を形成する開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所

ハ 船内外の招集場所

ニ 脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板

ホ 救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方及びその付近の最小航海喫水までの船体側部並びに船楼及び甲板室の側部

(5) 開放された甲板上の場所等

開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所並びに船楼及び甲板室の外部の開放された甲板上の場所以外の場所((4)の乗艇場所等を除く。)

(6) 火災の危険の少ない居住区域

隔壁、天井張り及び内張りの表面が炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適当と認めるものであり、かつ、室内の家具及び備品が次に掲げる要件に適合するもの(以下「火災の危険の少ない家具等」という。)である旅客室、船員室、事務室、診療室及び床面積が50平方メートル未満の公室

イ 机、衣装ダンス、鏡台、戸棚等の収納家具は、不燃性材料のみで造られているものであること。ただし、厚さが2ミリメートル以下の可燃性の化粧張りを施すことができる。

ロ いす、ソファ、テーブル等の固定されない家具は、骨組みが不燃性材料で造られているものであること。

ハ カーテンその他のつり下げられる織物類は、炎の広がりを妨げる性質が、毎平方メートル0.8キログラムの質量の羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること。

ニ 敷物は、炎の広がりを妨げる性質が、羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること。

ホ 布張り家具及び寝台は、着火及び炎の広がりを妨げる性質を有する管海官庁が適当と認めるものであること。

(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等

イ 火災の危険の少ない居住区域以外の旅客室、船員室、事務室、診療所及び床面積が50平方メートル未満の公室

ロ 隔壁、天井張り及び内張りの表面が炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適当と認めるものであり、かつ、室内の家具及び備品が火災の危険の少ない家具等である床面積が50平方メートル以上の公室

ハ 居住区域にある床面積が4平方メートル未満のロッカー室及び貯蔵品室であって可燃性液体が収納されないもの、裸火を使用しない調理室、可燃性液体を収納しない掃除器具用ロッカー及び実験室、薬局、床面積が4平方メートル以下の乾燥室、金庫室並びに手術室

(8) 火災の危険の多い居住区域

床面積が50平方メートル以上の公室であって火災の危険性が中程度の居住区域等以外の場所、サウナ、売店、理髪室及び美容室

(9) 衛生区域等

シャワー室、浴室、便所その他の共用の衛生設備のある室、小洗濯室、室内プール室及び調理器具のない配膳室

(10) 火災の危険の少ない補機室等

イ 空所、コファダム、船体構造の一部を形成する水タンク及びこれらの場所に至る閉囲されたトランク

ロ 送風機室、空気調和機室、揚<sup>びよう</sup>錨<sup>だ</sup>機室、操舵機室、減揺装置室、推進用電動機室、可燃性液体を使用しないポンプ又は冷凍機のある室その他の補機室であって強制潤滑装置を有する機械がなく、かつ、可燃性物質が収納されないもの及びこれらの室に至る閉囲されたトランク

ハ 配電盤又は変圧器(10キロボルトアンペアを超える容量の油入り変圧器を除く。)のある室、軸路及びこれらの場所に至る閉囲されたトランク

ニ 管を通すトンネル及び管又は電線を通すトランクその他の閉囲されたトランク

(11) 火災の危険性が中程度である補機室等

イ 車両区域、船倉、倉口(囲壁倉口を含む。)、冷蔵室、燃料油タンク(機械を備えていない独立した場所にあるもの)、可燃性物質が収納される軸路及び管を通すトンネル並びにこれらの場所に至る閉囲されたトランク

ロ 送風機室、空気調和機室、揚<sup>びよう</sup>錨<sup>だ</sup>機室、操舵機室、減揺装置室、推進用電動機室、可燃性液体を使用しないポンプ又は冷凍機のある室その他の補機室であって強制潤滑装置を有する機械のあるもの又は可燃性物質が収納されるもの並びにこれらの場所に至る閉囲されたトランク

ハ 燃料油積込み場所、10キロボルトアンペアを超える容量の油入り変圧器のある場所、タービン又は往復蒸気機関によって駆動する補助発電機及び発電機、スプリングラ・ポンプ、固定式消火装置のポンプ、消火ポンプ、動力ビルジ・ポンプ等を駆動する出力112キロワット以下の内燃機関を備える場所並びにこれらの場所に至る閉囲されたトランク

(12) 機関区域等

機関室(推進用電動機室を除く。)、ボイラ室、内燃機関その他油の燃焼装置、加熱装置又はポンプのある補機室、主調理室、主調理室の附属場所及びこれらの場所に至る

る閉囲されたトランク並びに機関区域のケーシング

(13) 貯蔵品室等

調理室に附属しない主配膳室、主洗濯室、床面積が4平方メートルを超える乾燥室、雑用倉庫、郵便物室、手荷物室、廃棄物室及び作業室(機関区域、調理室等の一部を形成するものを除く。)並びに床面積が4平方メートル以上のロッカー室及び貯蔵品室であって可燃性液体が収納されないもの

(14) 可燃性液体を収納するロッカー室、その他の場所

塗料庫並びに可燃性液体(染料、薬剤等を含む。)を収納するロッカー室、貯蔵品室及び実験室

2 表中「A0」及び「A60」は、それぞれ、次に掲げる仕切りを示す。

	仕切り
A0	A0級のA級仕切り
A60	A60級のA級仕切り

3 2層の甲板のみに使用される階段であって、1の甲板間においてのみ閉囲されているものは、他の甲板間の場所の一部とみなす。

4 個人用の衛生設備のある場所は、それが附属する場所の一部とみなす。

5 表中肩文字「1」及び「2」が付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ 「1」 救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方及びその付近の最小航海喫水までの船体側部並びに船楼及び甲板室の側部は、A30級のA級仕切りとすることができる。

ロ 「2」 燃料油タンク相互の境界となる仕切りの種類は、A0級のA級仕切りとすることができる。

別表第2(第5条関係)

場所	場所	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
		可 燃 性 液 体 を 収	貯 蔵 品 室 等	機 関 区 域 等	火 災 の 危 険 性 が	火 災 の 危 険 の 少	衛 生 区 域 等	火 災 の 危 険 の 多	火 災 の 危 険 性 が	火 災 の 危 険 の 少	開 放 さ れ た 甲 板	乗 艇 場 所 等	通 路 等	階 段 等	制 御 場 所 等

	納 す る そ の 他 の 場 所			中 程 度 で あ る 補 機 室 等	な い 補 機 室 等		い 居 住 区 域	中 程 度 で あ る 居 住 区 域 等	な い 居 住 区 域	上 の 場 所 等				
(1) 制御場所 等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A0	A0	B0 <sup>3</sup>
(2) 階段等	A30	A15	A30	A15	A0	A0 <sup>4</sup>	A15	A15	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	
(3) 通路等	A30	A0	A30	A15	A0	B15	B15	B15	B15	A0	A60	B15		
(4) 乗艇場所 等	A60 <sub>1</sub>	A60 <sub>1</sub>	A60 <sub>1</sub>	A60 <sup>1</sup>	A0	A0 <sup>5</sup>	A60 <sup>1</sup> <sub>5</sub>	A60 <sup>1</sup> <sub>5</sub>	A60 <sup>1</sup> <sub>5</sub>	A0				
(5) 開放され た甲板上の 場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0					
(6) 火災の危 険の少ない 居住区域	A30	A0	A30	A0	A0	C	B0	B0	B0					
(7) 火災の危 険性が中程 度である居 住区域等	A60	A15	A60	A15	A0	C	B0	B0						
(8) 火災の危 険の多い居 住区域	A60	A15	A60	A30	A0	C	B0							

(9) 衛生区域等	A0	A0	A0	A0	A0	C
(10) 火災の危険の少ない補機室等	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	
(11) 火災の危険性が中程度である補機室等	A15	A0	A0	A0 <sup>3</sup>		
(12) 機関区域等	A60	A0	A0 <sup>3</sup>			
(13) 貯蔵品室等	A0	A0 <sup>3</sup>				
(14) 可燃性液体を収納するその他の場所	A30					

備考

- 1 別表第1の備考の規定は、この表について準用する。この場合において、備考1の(11)イ中「車両区域、船倉」とあるのは、「船倉」と読み替えるものとする。
- 2 表中肩文字「3」、「4」及び「5」が付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - イ 「3」 仕切りの種類は、管海官庁が差し支えないと認めるものとすることができる。
  - ロ 「4」 階段囲壁内に設ける共用の便所の隔壁は、B級仕切りとすることができる。
  - ハ 「5」 すべての隔壁が招集場所との境界となる仕切りである場合には、当該仕切りの種類は、B0級のB級仕切りとすることができる。
- 3 表中「A15」、「A30」、「B0」、「B15」及び「C」は、それぞれ、次に掲げる仕切りを示す。

	仕切り
--	-----

A15	A15級のA級仕切り
A30	A30級のA級仕切り
B0	B0級のB級仕切り
B15	B15級のB級仕切り
C	C級仕切り又は隔壁の両側の場所に自動スプリンクラ装置が備え付けられている場合には、組み立てに可燃性材料を用いた不燃性材料の仕切り

別表第3(第5条関係)

	甲板上部 の場所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
甲板下部の場所	制御場所等	階段等	通路等	乗艇場所等	開放された甲板上の場所等	火災の危険の少ない居住区域	火災の危険性が中程度である居住区域等	火災の危険の多い居住区域	衛生区域等	火災の危険の少ない補機室等	火災の危険性が中程度である補機室等	機関区域等	貯蔵品室等	可燃性液体を収納するその他の場所	
(1) 制御場所等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60	
(2) 階段等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60	
(3) 通路等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60	

(4) 乗艇場所等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(5) 開放された甲板上の場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(6) 火災の危険の少ない居住区域	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(8) 火災の危険性の多い居住区域	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(9) 衛生区域等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(10) 火災の危険の少ない補機室等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(11) 火災の危険性が中程度である補機室等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60 <sup>2.6</sup>	A60	A60	A60
(12) 機関区域等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(13) 貯蔵品室等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60
(14) 可燃性液体を収納	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A60



するその他の場所															
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 別表第1の備考(5イに係る部分を除く。)の規定は、この表について準用する。
- 2 表中肩文字「6」が付されている場合は、燃料油タンクが車両区域の下方にあるときにおける相互の境界となる仕切りの種類は、A0級のA級仕切りとすることができることを示す。

別表第4(第5条関係)

	甲板上部の場所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
甲板下部の場所	制御場所等	階段等	通路等	乗艇場所等	開放された甲板上の場所等	火災の危険の少ない居住区域	火災の危険性が中程度である居住区域等	火災の危険の多い居住区域	衛生区域等	火災の危険の少ない補機室等	火災の危険性が中程度である補機室等	機関区域等	貯蔵品室等	可燃性液体を収納するその他の場所	
(1) 制御場所等	A30	A30	A15	A0	A0	A0	A15	A30	A0	A0	A0	A60	A0	A60	
(2) 階段等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A30	A0	A30	
(3) 通路等	A15	A0	A0 <sup>3</sup>	A60	A0	A0	A15	A15	A0	A0	A0	A30	A0	A30	

(4) 乗艇場所等	A0	A0	A0	A0	—	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(5) 開放された甲板上の場所等	A0	A0	A0	A0	—	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(6) 火災の危険の少ない居住区域	A60	A15	A0	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等	A60	A15	A15	A60	A0	A0	A15	A15	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(8) 火災の危険性の多い居住区域	A60	A15	A15	A60	A0	A15	A15	A30	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(9) 衛生区域等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(10) 火災の危険の少ない補機室等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	A0	A0	A0	A0
(11) 火災の危険性が中程度である補機室等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A15	A30	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	A0	A0	A30
(12) 機関区域等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A30	A30 <sup>3</sup>	A0	A60
(13) 貯蔵品室等	A60	A30	A15	A60	A0	A15	A30	A30	A0	A0	A0	A0	A0	A0
(14) 可燃性液体を収納	A60	A60	A60	A60	A0	A30	A60	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0

するその他の場所															
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 別表第1の備考1から4までの規定は、この表について準用する。この場合において、備考1の(11)イ中「車両区域、船倉」とあるのは「船倉」と読み替えるものとする。
- 2 別表第2の備考2(イに係る部分に限る。)及び3の規定は、この表について準用する。
- 3 表中「一」は、A級仕切り、B級仕切り及びC級仕切り以外のものとするができることを示す。

別表第5(第20条関係)

仕切りの種類	隣接する場所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
		制御場所等	階段等	通路等	乗艇場所等	開放された甲板上の場所等	火災の危険の少ない居住区域	火災の危険性が中程度である居住区域等	火災の危険の多い居住区域	衛生区域等	火災の危険の少ない補機室等	火災の危険性が中程度である補機室等	機関区域等	貯蔵品室等	可燃性液体を収納するその他の場所
隔壁		A60	A30	A30	A0	A0	A15 A0	A30 A0	A60 A15	A0	A0	A0	A60	A0	A60
車両区域上部		A60	A60	A60	A60	A0	A30	A60	A60	A0	A0	A0	A30	A30 <sup>7</sup>	A30

の甲板						A0	A15	A15					A0	
車両区域下部	A30	A0	A0	A0	A0	A15	A30	A30	A0	A0	A0	A60	A0	A60
の甲板						A0	A0	A0						

備考

1 別表第1の備考1から4までの規定は、この表について準用する。この場合において、備考1の(4)及び(5)は以下のとおり読み替えるものとする。

(4) 乗艇場所等

救命艇又は救命いかだの乗艇場所及び操作場所を形成する開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所

(5) 開放された甲板上の場所

乗艇場所等以外の開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所並びに船楼及び甲板室の外部の開放された甲板上の場所以外の場所

2 別表第2の備考3の規定は、この表について準用する。

3 表中2つの仕切りの種類が定められている場合については、次に定めるところによる。

イ 仕切りの種類は、2つのうち上段に掲げるものとする。

ロ イの規定にかかわらず、自動スプリンクラ装置が備え付けられている場所相互の境界となる仕切りの種類は、2つのうち下段に掲げるものとすることができる。

ハ イの規定にかかわらず、表中肩文字「7」が付されている場合には、自動スプリンクラ装置が備え付けられている場所と備え付けられていない場所との境界となる仕切りの種類は、2つのうち下段に掲げるものとすることができる。

別表第6(第20条関係)

場所	場所	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
		可燃性液体を収納す	貯蔵品室等	機関区域等	火災の危険性が中程	火災の危険が少ない	衛生区域等	火災の危険が多い	火災の危険が中程	火災の危険が少ない	開放された甲板上の	乗艇場所等	通路等	階段等	制御場所等

	る そ の 他 の 場 所			度 で あ る 補 機 室 等	補 機 室 等		住 区 域	度 で あ る 居 住 区 域 等	居 住 区 域	場 所 等					
(1) 制御場所 等	A60	A60	A60	A60	A0	A0	A60	A60	A60	A0 B0	A0	A0	A0	A0	B0 <sup>3</sup>
(2) 階段等	A30	A15 A0	A30	A15	A0	A0	A30 A0	A15 A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	
(3) 通路等	A30 A0	A0	A30	A15	A0	B0	B15 B0	B15 B0	B0	A0 B0	A0	C			
(4) 乗艇場所 等	A15 A0	A0	A15	A0	A0	A0 <sup>5</sup>	A0 <sup>5</sup>	A0 <sup>5</sup>	A0 <sup>5</sup>	—	—				
(5) 開放され た甲板上の 場所等	A0 A0	A0 B0	A0	A0	A0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	—					
(6) 火災の危 険の少ない 居住区域	A30 A0	A0	A30	A15 A0	A0	B0 C	B15 C	B15 C	B0 C						
(7) 火災の危 険性が中程 度である居 住区域等	A60 A15	A15 A0	A60	A15 A0	A0	B0 C	B15 C	B15 C							
(8) 火災の危 険の多い居 住区域	A60 A15	A15 A0	A60	A30 A0	A0	B0 C	B15 C								

(9) 衛生区域等	A0	A0	A0	A0	A0	C
(10) 火災の危険の少ない補機室等	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	
(11) 火災の危険性が中程度である補機室等	A30 A15	A0	A0	A0 <sup>3</sup>		
(12) 機関区域等	A60	A0	A0 <sup>3</sup>			
(13) 貯蔵品室等	A0	A0 <sup>3</sup>				
(14) 可燃性液体を収納するその他の場所	A30 A15					

備考

1 別表第1の備考1から4までの規定は、この表について準用する。この場合において、備考1の(4)及び(5)は以下のとおり読み替えるものとする。

(4) 乗艇場所等

救命艇又は救命いかだの乗艇場所及び操作場所を形成する開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所

(5) 開放された甲板上の場所

乗艇場所等以外の開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所並びに船楼及び甲板室の外部の開放された甲板上の場所以外の場所

2 別表第2の備考2(イ及びハに係る部分に限る。)及び3、別表第4の備考3並びに別表第5の備考3の規定は、この表について準用する。

別表第7(第20条関係)

甲板	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------

上部 の場 所	制 御 場 所 等	階 段 等	通 路 等	乗 艇 場 所 等	開 放 さ れ た 甲 板 上 の 場 所 等	火 災 の 危 険 の 少 な い 居 住 区 域	火 災 の 危 険 性 が 中 程 度 で あ る 居 住 区 域 等	火 災 の 危 険 の 多 い 居 住 区 域	衛 生 区 域 等	火 災 の 危 険 の 少 な い 補 機 室 等	火 災 の 危 険 性 が 中 程 度 で あ る 補 機 室 等	機 関 区 域 等	貯 蔵 品 室 等	可 燃 性 液 体 を 収 納 す る そ の 他 の 場 所
甲板下部の 場所														
(1) 制御場 所等	A30 A0	A30 A0	A15 A0	A0	A0 B0	A0	A15 A0	A30 A0	A0	A0	A0	A60	A0	A60 A15
(2) 階段等	A0	A0	A0	A0	A0 B0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A30	A0	A30 A0
(3) 通路等	A15 A0	A0	A0 <sup>3</sup> B0 <sup>3</sup>	A0	A0 B0	A0 B0	A15 B0	A15 B0	A0 B0	A0	A0	A30	A0	A30 A0
(4) 乗艇場 所等	A0	A0	A0	A0	— B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0	A0	A0	A0	A0
(5) 開放さ れた甲板 上の場所 等	A0	A0	A0 B0	A0	— B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0	A0	A0	A0 B0	A0

(6) 火災の危険の少ない居住区域	A60	A15 A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A15 A0	A0	A15 A0
(7) 火災の危険性が中程度である居住区域等	A60	A30 A0	A15 A0	A15 A0	A0 B0	A0 B0	A15 B0	A30 B0	A0 B0	A0	A15 A0	A30 A0	A0	A30 A0
(8) 火災の危険性の多い居住区域	A60	A60 A15	A60 A0	A30 A0	A0 B0	A15 B0	A30 B0	A60 B0	A0 B0	A0	A30 A0	A30 A0	A0	A30 A0
(9) 衛生区域等	A0	A0	A0 B0	A0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0 B0	A0	A0	A0	A0	A0
(10) 火災の危険の少ない補機室等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	A0	A0	A0	A0
(11) 火災の危険性が中程度である補機室等	A60	A60 A15	A60 A15	A30 A0	A0	A0	A15 A0	A30 A0	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	A0	A0	A30 <sup>7</sup> A15
(12) 機関区域等	A60	A60	A60	A60	A0	A60	A60	A60	A0	A0	A30	A30 <sup>3</sup>	A0	A60
(13) 貯蔵品室等	A60	A30 A0	A15 A0	A15 A0	A0 B0	A15 A0	A30 A0	A30 A0	A0 B0	A0	A0	A0	A0	A15 <sup>7</sup> A0
(14) 可燃性液体を	A60	A60 A30	A60 A30	A60	A0	A30 A0	A60 A15	A60 A15	A0	A0	A30 <sup>7</sup> A0	A30 <sup>7</sup> A0	A0	A30 <sup>7</sup> A0





	等										
(1) 制御場所等	A60	*	A60	A60	A15	A60	A15	A0	A60	A0	A0 <sup>4</sup>
(2) 通路等	A30	*	A0	A0	A0	A60	B0	A0 B0	B0	C	
(3) 居住区域	A30	*	A0	A0	A0	A60	B0	A0 B0	C <sup>1.2</sup>		
(4) 階段等	A30	*	A0	A0	A0	A60	A0 B0	A0 B0			
(5) 火災の危険の少ない業務区域	A0	*	A0	A0	A0	A60	C				
(6) 特定機関区域	A0	*	A60	A0	A0	*					
(7) 特定機関区域以外の機関区域	A0	*	A0	A0	A0 <sup>3</sup>						
(8) 貨物区域	A0	*	A0	*							
(9) 火災の危険の多い業務区域	A30	*	A0 <sup>3</sup>								
(10) 開放された甲板上の場所等	A0	—									
(11) ロー	A30										

ルオン・ロ ールオフ 貨物区域 等		
----------------------------	--	--

備考

1 表中(1)から(11)までの場所は、次に定めるとおりとする。

(1) 制御場所等

非常電源その他の非常動力源のある場所、操だ室、海図室、無線機器のある場所、消火室、火災探知装置若しくは自動スプリンクラ装置の表示盤又は消防設備の制御装置のある場所、機関室の外に設ける推進機関の制御室及び船舶救命設備規則第82条の警報装置を操作する場所

(2) 通路等

通路及びロビー

(3) 居住区域

居住区域

(4) 階段等

閉囲された内部階段、昇降機、完全に閉囲された緊急脱出トランク及びエスカレーター(機関区域内に完全に含まれるものを除く。)

(5) 火災の危険の少ない業務区域

床面積が4平方メートル未満のロッカー室及び貯蔵品室であって可燃性液体が収納されないもの、乾燥室並びに洗濯室

(6) 特定機関区域

特定機関区域

(7) 特定機関区域以外の機関区域

電気設備がある部屋、特定機関区域以外の機関区域

(8) 貨物区域

貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。)

(9) 火災の危険の多い業務区域

調理室、調理器具のある配膳室、サウナ、塗料庫、床面積が4平方メートル以上のロッカー室及び貯蔵品室、可燃性液体を収納する場所並びに作業室(機関区域に該当するものを除く。)

(10) 開放された甲板上の場所等

火災の危険がない開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所並びに船楼及び甲板室の外部の開放された甲板上の場所以外の場所

(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等

ロールオン・ロールオフ貨物区域及びロールオン・ロールオフ貨物区域以外の貨物区域であって自走用の燃料を有する自動車を積載するためのもの

2 表中肩文字「1」から「4」までが付されている場合は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ 「1」 第二保護方式又は第三保護方式を採用する船舶にあつては、C級仕切りとすることを要しない。

ロ 「2」 第三保護方式を採用する船舶にあつては、床面積が50平方メートル(管海官庁が適当と認める公室については、管海官庁が適当と認める面積)を超える場所の間にはA級仕切り又はB級仕切りを設けなければならない。

ハ 「3」 管海官庁が差し支えないと認める仕切りとすることができる。

ニ 「4」 操舵室、海図室及び無線室相互の境界となる隔壁については、B級仕切りとすることができる。

3 表中「B0」、「B15」及び「C」は、それぞれ、次に掲げる仕切りを示す。

	仕切り
B0	B0級のB級仕切り
B15	B15級のB級仕切り
C	C級仕切り

4 表中2つの仕切りの種類が定められている場合については、次に定めるところによる。

イ 仕切りの種類は、2つのうち上段に掲げるものとする。

ロ イの規定にかかわらず、2層の甲板のみに使用される階段にあつては、仕切りの種類は、2つのうち下段に掲げるものとすることができる。

5 表中「\*」は、鋼又は鋼と同等の材料のものとするを示す。

6 別表第1の備考2及び4並びに別表第4の備考3の規定は、この表について準用する。

別表第9(第23条、第39条関係)

(平26国交告713・一部改正)

場所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

場所	制御場所等	通路等	居住区域	階段等	火災の危険の少ない業務区域	特定機関区域	特定機関区域以外の機関区域	貨物区域	火災の危険の多い業務区域	開放された甲板上の場所等	ローション・ロールフ貨物区域等
(1) 制御場所等	A0	A0	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0	*	A60
(2) 通路等	A0	*	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A30
(3) 居住区域	A60	A0	*	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A30
(4) 階段等	A0	A0	A0	*	A0	A60	A0	A0	A0	*	A30
(5) 火災の危険の少ない業務区域	A15	A0	A0	A0	*	A60	A0	A0	A0	*	A0
(6) 特定機関区域	A60	A60	A60	A60	A60	*	A60 <sup>3</sup>	A30	A60	*	A60
(7) 特定機関区域以外の機関区域	A15	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	A0	*	A0
(8) 貨物区域	A60	A0	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	*	A0
(9) 火災の危険の多い業務区域	A60	A0	A0	A0	A0	A60	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	*	A30

(10) 開放された甲板上の場所等	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—	A0
(11) ローロン・ロールオフ貨物区域等	A60	A30	A30	A30	A0	A60	A0	A0	A30	A0	A30

備考

別表第1の備考2及び4、別表第4の備考3並びに別表第8の備考1、2(ハに係る部分に限る。)及び5の規定は、この表について準用する。

別表第10(第32条関係)

場所	(10)	(9)	(8)	(7)	(6) 特	(5) 火	(4) 階	(3) 居	(2) 通	(1) 制
	開放された甲板上の場所等	火災の危険の多い業務区域	ポンプ室	特定機関区域以外の機関区域	定機関区域	災の危険の少ない業務区域	段等	住区域	路等	御場所等
(1) 制御場所等	*	A60	A60	A15	A60	A15	A0	A60	A0	A0 <sup>4</sup>
(2) 通路等	*	A0	A60	A0	A60	B0	A0 B0	B0	C	
(3) 居住区域	*	A0	A60	A0	A60	B0	A0 B0	C		
(4) 階段等	*	A0	A60	A0	A60	A0 B0	A0 B0			
(5) 火災の	*	A0	A60	A0	A60	C				

危険の少ない業務区域					
(6) 特定機関区域	*	A60	A0	A0	*
(7) 特定機関区域以外の機関区域	*	A0	A0	A0 <sup>3</sup>	
(8) ポンプ室	*	A60	*		
(9) 火災の危険の多い業務区域	*	A0 <sup>3</sup>			
(10) 開放された甲板上の場所等	—				

備考

1 表中(1)から(10)までの場所は、次に定めるとおりとする。

(1) 制御場所等

非常電源その他の非常動力源のある場所、操舵室、海図室、無線機器のある場所、消火室、火災探知装置若しくは自動スプリンクラ装置の表示盤又は消防設備の制御装置のある場所、機関室の外に設ける推進機関の制御室及び船舶救命設備規則第82条の警報装置を操作する場所

(2) 通路等

通路及びロビー

(3) 居住区域

居住区域

(4) 階段等

閉囲された内部階段、昇降機、完全に閉囲された緊急脱出トランク及びエスカレーター(機関区域内に完全に含まれるものを除く。)

(5) 火災の危険の少ない業務区域

床面積が4平方メートル未満のロッカー室及び貯蔵品室であって可燃性液体が収納されないもの、乾燥室並びに洗濯室

(6) 特定機関区域

特定機関区域

(7) 特定機関区域以外の機関区域

電気設備がある部屋、特定機関区域以外の機関区域

(8) ポンプ室

貨物ポンプのある場所並びに当該場所への出入口及び当該場所に至るトランク

(9) 火災の危険の多い業務区域

調理室、調理器具のある配膳室、塗料庫、サウナ、床面積が4平方メートル以上のロッカー室及び貯蔵品室、可燃性液体を収納する場所並びに作業室(機関区域に該当するものを除く。)

(10) 開放された甲板上の場所等

火災の危険がない開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所並びに船楼及び甲板室の外部の開放された甲板上の場所以外の場所

2 別表第1の備考2及び4、別表第4の備考3並びに別表第8の備考2(ハ及びニに係る部分に限る。)及び3から5までの規定は、この表について準用する。

別表第11(第32条関係)

	甲板 上部 の場 所	(1) 制御 場所 等	(2) 通路 等	(3) 居住 区域	(4) 階段 等	(5) 火 災の 危険 の少 ない 業務 区域	(6) 特 定機 関区 域	(7) 特 定機 関区 域以 外の 機関 区域	(8) ポ ンプ 室	(9) 火 災の 危険 の多 い業 務区 域	(10) 開放 され た甲 板上 の場 所等
甲板下部の 場所											
(1) 制御場 所等	A0	A0	A0	A0	A0	A0	A60	A0	—	A0	*
(2) 通路等	A0	*	*	A0	*	A60	A0	—	A0	*	



(3) 居住区域	A60	A0	*	A0	*	A60	A0	—	A0	*
(4) 階段等	A0	A0	A0	*	A0	A60	A0	—	A0	*
(5) 火災の危険の少ない業務区域	A15	A0	A0	A0	*	A60	A0	—	A0	*
(6) 特定機関区域	A60	A60	A60	A60	A60	*	A60 <sup>3</sup>	A0	A60	*
(7) 特定機関区域以外の機関区域	A15	A0	A0	A0	A0	A0	*	A0	A0	*
(8) ポンプ室	—	—	—	—	—	A0	A0	*	—	*
(9) 火災の危険の多い業務区域	A60	A0	A0	A0	A0	A60	A0	—	A0 <sup>3</sup>	*
(10) 開放された甲板上の場所等	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—

備考

別表第1の備考2及び4、別表第4の備考3、別表第8の備考2(ハに係る部分に限る。)及び5並びに別表第10の備考1の規定は、この表について準用する。